附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

2　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けている監視装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第二条の規定による改正後の航海用具の基準を定める告示第三十六条の規定は、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該現存船の航海の態様、船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

（小型船舶の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

3　現存船に現に備え付けている小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第四条の規定による改正後の小型船舶の基準を定める告示第二条第一項第六号の規定は、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

国会事項

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程は、十二月十六日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程（平成二年六月二十日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「給料」の下に「、業務調整手当」を加える。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十二号）の施行の日から施行し、この規程による改正後の国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程及び国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正）

2　国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料月額」の下に「、業務調整手当月額」を加える。

国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程は、十二月十六日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「行政職給料表㈠」を「特別給料表、指定職給料表、行政職給料表㈠」に改め、「管理監督職員及び」を削り、同条第二項中「、行政職給料表㈠」を「、特別給料表又は指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては行政職給料表㈠の十級、同表」に、「百分の十」を「百分の十二」に改める。

第七条の三第二項中「百分の百七十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」に、「百分の百二十五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に、「百分の六十六・二五」を「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と」を、「百分の六十」と」の下に「、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と」を加える。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百二十五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）」を加え、同号ロ中「百分の百六・二五」を「、六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の六十）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）」を加える。

第十五条第一項中「三万四千七百円」を「三万五千七百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、四六六、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	三号給　一、〇七八、〇〇〇円 二号給　一、〇〇六、〇〇〇円 一号給　九三三、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	十二号給　六〇九、二〇〇円 十一号　五七七、一〇〇円 十号給　五四七、一〇〇円 九号給　五一三、六〇〇円 八号給　四八二、一〇〇円 七号給　四五四、七〇〇円 六号給　四一九、四〇〇円 五号給　三八〇、九〇〇円 四号給　三四三、八〇〇円 三号給　三一二、六〇〇円 二号給　二八九、九〇〇円 一号給　二八七、七〇〇円